

## 東アジア貿易自由圏構想と日中の対応

岡田良徳  
臧世俊

2001年11月、中国はWTO加盟の実現と同時に、ASEANとの間で10年以内を目標に自由貿易協定（FTA）を締結することで合意し、その準備作業に入った。これを契機に東アジアの自由貿易圏構想が実現段階に達し、「ASEAN+日・中・韓」の貿易、投資の自由化及び経済連携構想が誕生した。FTAによる地域貿易の自由化とWTOによる世界貿易の自由化は自由貿易を推進する両輪のように、各国の貿易自由化と経済グローバル化を推し進めている。本稿では、まず、欧米での自由貿易協定の経過を検討する。そして、これをもとに、東アジア自由貿易圏の構築に向かって日中両国の貿易自由化への努力とその現状について考察を試みる。

### 1. 地域貿易自由協定の状況

WTO協定の中で地域の取決めは、モノの貿易についてはGATT第24条、サービス貿易についてはGATS（サービス貿易一般協定）第5条に規定される<sup>1)</sup>。GATSはGATTのような関税同盟とFTAの区別は存在せず、「締約国間でサービスの貿易を自由化する協定」としてサービス分野における経済統合を容認している。

自由貿易協定は本来、①二国間の関税を原則ゼロにすることを意味する。②その①を拡大したものに関税同盟がある。この場合は、両国か多国の域外国向けの関税も共通化することで、域内の貿易関係を一層共通化するものである。③学術的用語として共通市場がある。これは更に資本移動の問題を含むものである。④経済同盟があり、これは租税措置、各種規制、経済政策の共通化を含むものである。⑤完全な経済同盟があり、その場合、予算制度、通貨政策の共通化した段階になる。しかし、各国は各自の経済状況により自由貿易協定の内容を自由に決めることができる。現在、EUは⑤の完全な経済同盟の段階に向かっている状態で、経済統合が非常に緊密である。NAFTAは②の関税同盟の段階にある。東アジアのAFTAは①の関税を原則ゼロにするという段階での努力をしている。

#### (1) 地域自由貿易協定の締結または交渉の状況

地域自由貿易圏の建設、すなわち地域経済の統合はそれ自体、貿易自由化を推進してきたGATT・WTOと両立するものではない。元来、GATTは自由・多角・無差別主義に基づいて最恵

国待遇の原則を定めているが、これには重要な例外がいくつか含まれている。それはGATTを成立させるための「妥協の産物」<sup>2)</sup>としてGATT設立時に存在していた特惠関税を容認したこと、発展途上国に対する特別措置、そして地域経済統合である。GATT第24条「適用地域—国境貿易—関税同盟及び自由貿易地域」では、地域統合（関税同盟と自由貿易地域に限定）を認めるにあたり、以下の条件を課している。すなわち、①域内における関税その他の貿易障壁は実質的に全て廃止すること。②域外諸国に対する関税やその他の貿易障壁は設立以前より増大してはならないこと。③合理的なスケジュールに従って設立すること、の三点である<sup>3)</sup>。しかし、FTAが「どのような美しい目的を掲げようとも、結局は他の諸国の犠牲において構成国間の貿易の拡大を図る」<sup>4)</sup>という差別待遇をもたらすことになる。

東アジアにおいては、92年の第4回ASEAN首脳会議でAFTA（ASEAN自由貿易地域）の創設が決定された。AFTAは当初、93年1月より2008年までに域内の関税率を0～5%に引き下げることを目標としていたが、94年9月には計画を5年間前倒しにして2003年までに実施することとした。さらに、95年の第5回ASEAN首脳会議では2000年までに貿易の自由化をほぼ達成するとともにサービス分野での自由化を推進することなどによる直接投資を誘引しようとしている。しかし、ASEANだけの経済統合はさまざまな限界があり、日中韓3カ国が動けなければ東アジア貿易自由圏はありえない。地域的アプローチは経済の再生・活性化、市場経済移行への有効な処方箋の一つとして認識されていると言える<sup>5)</sup>。

## (2) 地域自由貿易協定の弾力性

2国間または多国間の自由貿易協定は原則的にゼロ関税を目標とする。しかし、現実には協定を締結しても弾力的に関税撤廃に向かうことは可能である。その一つは時間上の弾力である。弾力的といっても、自由貿易協定だから、いつかは関税をゼロにしなければならない。先進国の場合は、GATT時代は、慣行上協定発効後15年以内とされていたが、ウルグアイ・ラウンドの解釈議定書では10年以下とされていた。それはEEC条約では当初15年とされたものが(58-72年)、実施の過程で10年に短縮され、AFTAの場合も最初15年間(93-2007年)とされたものが、実行上9年間とされたからである。東アジア協定に関するAFTA-CER研究報告書では、三つのコースにしている。要するに、途上国の場合は、移行期間を長くすることによって対応することになっているわけである。

もう一つは品目上の弾力である。先進国の移行期間についても例外が認められており、NAFTAなどにおいても品目によっては10年以上の移行期間にすることが容認されている。GATT・WTO協定上の例外取り扱いの特徴は、第1に例外として認められている範囲が明確に定められていないことである。地域貿易協定は、GATT・WTOの地域貿易協定審査会で審査される。それに対し理事会の決定は、コンセンサスで行われることになっているので何の決定もしない。従ってこれまで審査会では、例外の範囲についても、何の先例にもならず、ただ議論をするだけで終わる。例外の範囲について厳密に議論しても意味がない状態になっている。GATT協定の規定適用に問

題が生じた場合、それが放置されているわけではない。ウルグアイ・ラウンドではGATT協定の解釈に関する議定書が採択されたが、それは途上国に関する協定第18条の解釈についての内容と移行期についての内容であり、そのほかの例外の範囲については触れていない。それはそれについての意見の一致がみられなかったのではなく、その可能性がなかったからである。自由貿易協定における例外品目は主に農水産品である。

### (3) 地域自由貿易協定の経済効果

近年、地域経済統合の長所と短所についての考え方は大きく変わった。かつては静学的な関税撤廃効果が中心的な検討課題であったが、現在では投資促進効果や国内政策改革の促進効果の方が重視されるようになってきた。また、これまでは無差別原則からの逸脱による貿易転換や経済ブロック化の恐れが強調されていたが、次第に自由化促進に果たす役割が高く評価されるようになった。さらに、地域経済統合における参加国の選択においては地理的、経済的な近接性や発展段階の類似性が基準とされてきたが、最近では自由化への意思を共有していればこのような要件にはこだわらない場合も多い。

自由化を促進するという視点からFTAという政策的枠組みをとらえると、その長所は木村福成教授がスピード、スコープ、シークエンシングという三つの“S”にまとめている<sup>6)</sup>。第1のスピードとは、時間がかかるWTO交渉とは異なり、FTAは参加国の心積り次第でいくらかでも早く協定をまとめられることを意味する。第2のスコープとは、FTAはモノ・サービス貿易の自由化を中心に据えながらも、それ以外のさまざまな要素を取り込むことができることを意味する。第3のシークエンシングとは一国がすでにどこかの国とFTAを締結していて、本来のFTAには何ら変更を加えることなく、また新たな国とFTAを結ぶことができる。この性質ゆえに、現在多くの国がFTAネットワークの結節点となるべく、積極的にFTA外交を展開しているのである。FTAの経済効果は次の5点に整理されている。①貿易創出効果。②貿易転換効果。③市場拡大効果。④競争促進効果。⑤政策革新効果<sup>7)</sup>。この五つの効果は国と地域によって異なる。

以上五つの効果の内、①と②は資源配分上の効果であり、貿易パターンのシフトに限った「静態的效果」、③④⑤は貿易を通じた国民経済の厚生全般に影響を与えるという意味で「動態的效果」と呼ばれている。近年FTAを始めとする地域貿易取決めに対する評価が高まってきている背景には、静態的效果よりも動態的效果に対する期待感の高まりがある。つまりFTAなどの地域統合を実現することで、FTAの構成国の経済を活発化し、経済成長が加速する。その結果、域外国からの輸入も増加することで域外国にとっても二次的なプラス効果をもたらす、という見解である。FTAによる市場拡大を睨んだ域外国からの投資が増加するという見方もこのような期待感を一層膨らませる結果になっている。地域貿易の自由化に基づく経済統合の成果についての評価は、この「貿易創出効果」と「貿易転換効果」という相反する二つの効果のどちら効果がより大きいかによって異なる<sup>8)</sup>。

現実に貿易創出効果と貿易転換効果を正確に算出することは容易なことではない。FTAを目指

す政策当事者は、FTAによる一回限りの地域内貿易の拡大を期待するのではなく、FTAを契機とした経済の持続的成長、戦略的な輸出産業の発達、域内・域外における貿易の持続的拡大といった動態的なインパクトを期待するのが通常である。

## 2. 東アジアの地域貿易自由圏構想及び進展

現在、世界各地域に種々の地域自由貿易協定がある。WTOに報告され現在も発効中の協定は、欧州経済共同体（EEC）設立を目的とした58年発効のローマ条約を第1号として、2002年6月30日時点で合計143件となっている。具体的には、WTOに報告されたFTA件数は79年まで19件、1980～89年に7件、1990～1999年に91件、2000～2002年6月30日に26件である<sup>9)</sup>。これから「ASEAN＋日中韓」の東アジア自由貿易圏構想は次第に現実になりつつある。以下、東アジア自由貿易圏の構想及び形成過程を論じる。

### (1) ASEAN・AFTA・AEC

東アジア自由貿易圏の原点はASEANにある。ASEANの経済統合とAFTAの締結は東アジア地域の経済統合と地域自由貿易圏の形成に大きく促進する役割を果たした。特に、ASEAN定期首脳会議と閣僚会議が行われる時、日中韓3国が参加して以来、ASEANから「ASEAN＋3」までへの進化は大きな意味を持った。

67年8月、5カ国の外相が「バンコク宣言」に署名し、ASEANが誕生した。ASEANは国際条約に基づく国際機関ではなく、加盟国の権利と義務を明記した条約を持たない緩やかな国際地域協力組織である。1992年1月の第4回ASEAN首脳会談において、「ASEAN経済協力に関する枠組み協定」が締結され、AFTA（ASEAN Free Trade Area）が93年1月からスタートした。

AFTAの中核をなす決定は、段階的に域内関税を引き下げるという「共通実効特惠関税」（CEPT）である。それは四つの品目区分にしたがって関税引き下げを実施することになっている。①大部分の品目については、詳細規定はあるものの、2003年までに域内関税を5%以下に引き下げる。②一部の暫定的除外品目については引き下げ開始を3年遅らせる。ただし、非農産品については2000年まで、農産品については2003年までに自由化スケジュールにのせる。③センシティブ品目については2010年までに自由化スケジュールに統合する。④武器・希少動物・ポルノなどの一般例外品目については、自由化を行う必要はない。ただし、いずれの品目がどの分類に属するかは、各国の自己申告により決定する。またAFTA発足以降に参加した国については、その年数だけ自由化スケジュールを遅らせて実施する。

しかし、通貨危機以降、経済回復の程度がアンバランスとなり、域内協力への取組みに関しても、その相違が顕在化し始めた。2000年10月、チェンマイで開催されたASEAN経済閣僚会議で関税引き下げ実施の一時停止が合意された。経済危機から回復を主眼とするASEAN旧加盟国と、市場経済への移行と国際経済統合という困難な課題を抱える新規加盟国との意図が一致したため

に、このような合意がなされたわけである<sup>10)</sup>。拡大したASEAN内での経済協力の促進には間違いなく大きな困難が存在しているのである。

ASEANの最初の加盟国は2000年1月からすべての除外品目をCEPT適用品目（最高関税率20%）に移管することが合意されたが、マレーシアは99年9月、自動車の組立部品のCEPT適用品目への移管を2005年まで延期し、フィリピンは99年6月、石油化学、自動車、家電の三分野に関しCEPT適用対象外に指定した。2000年10月5日に開かれたASEAN経済閣僚会議は、例外的措置が拡大し、AFTAの計画に支障が出ることを懸念し、自由化で例外品目を求める国に、他の加盟国に対する補償措置を義務付ける新ルールを決定した。当分の間、AFTA推進国間で自由化が先行する一方、国によって輸入数量規制もしくはASEANコンテンツの引き上げが行われ、その後、徐々に規制がなくなるグラジュアルな完成になる可能性が高い。

AFTAは、途上国グループが自らのイニシアチブで自由貿易を推進しようとする意欲的な試みとして評価できるが、いくつかの問題も残っている。第1に、関税引き下げ計画は明示されたがその実施がかなり流動的である。そもそも当初の計画では、2008年までに域内関税を5%以下に引き下げるとされていたが、これを2003年へと前倒しした経緯がある。他方でインドネシアは農産物を保護し続けるために「センシティブ品目」という新分類を提案した。第2に、ASEANは先進国と肩をならべたシンガポールからベトナム、カンボジアというきわめて所得の低い国まで、大きな格差を抱えている。

ASEAN諸国は貿易自由化を推進すると同時に、経済共同体（AEC）づくりを論議している。AEC構想は2002年のASEAN首脳会議で浮上し、2003年6月の外相会議は「競争力を強化するためAECへ向けて経済統合をできるだけ早く次の段階へ進めるべきだ」という認識で一致した。AEC構想の内容は以下の三点にある。すなわち、2020年までに①モノ、サービス、投資、資本、熟練労働力などの域内移動を完全に自由化する、②域内の通関手続きを統一する、③海外直接投資を誘致するため域内生産基盤を整備する。この共同体構想は主にEUをモデルとして提出したのであるが、「ASEAN+日中韓」の自由貿易圏が実現すれば、このAEC構想に基づき東アジア経済共同体を構築する動きが自然的に出てくると思われる。

## (2) APECの「開かれた地域主義」

アジア太平洋地域では、過去にも地域経済協力の動きが幾度か見られた。例えば1960年代には、EEC設立の刺激を受けて、65年に小島清教授が「太平洋自由貿易地域構想」を提唱した<sup>11)</sup>。67年12月、彼は「世界の関心を無限の発展可能性を秘める太平洋地域に向けさせなければならない。」<sup>12)</sup>を提出した。68年には日本、アメリカ、オーストラリアの財界によるPBEC（太平洋経済委員会）が発足した。これらの動きは制度化の道、すなわち専門機関をもち明文化されたルールに則って運営するという方向を歩まなかった。

しかし、1980年代後半になると、国際貿易をめぐる環境は大きく変化した。第1に、東アジア地域の各国・地域がめざましい経済発展を遂げ、地域内の経済的相互依存が強まった。第2に、

ウルグアイ・ラウンドが難航する中で、ユーロッパや北米において地域主義的な動きが強まった。これは、これらの地域への貿易依存度が高い東アジア諸国にとっては脅威と映ることになり、対抗手段としての地域協力形成の誘因となった。

こうした状況を踏まえ、89年1月に韓国を訪問したオーストラリアのホーク首相は、アジア太平洋地域における地域協力機構を提唱し、11月、第1回閣僚会議がオーストラリアのキャンベラで開催され、緩やかな協議体としてのAPECがスタートした。APECはASEANのルールの延伸と言える。原洋之介教授の指摘のように、「ASEANは経済協力面をも含めて、「機構ではなく連合を」というアプローチをとり続けてきた。「相互理解を深め、違いを乗り越え、協力の習慣を高め、積年の不信・猜疑を新しい連帯の精神で置き換える、地味でルーズな組織である」<sup>13)</sup> ことが前面に押し出された。ASEANは、自らそれが曖昧な制度であることを強調していたわけである。その後APEC誕生などの流れの中で、ASEANはまさに「アジア太平洋協力の中核」にまで発展してきた。APECの自由化プログラムを支えていた協調的自発主義は、まさにASEANのルールそのものであった。

1994年インドネシアのボゴールの会議以降は、地域協力のための建設的な議論がしだいに中心を占めるようになった。自由化をビジョンから行動へと徐々に移す過程が始まったといえよう。この時採択されたボゴール宣言では、APECの目的を、①貿易と投資の「自由化」、②製品基準・通関手続き・投資政策などを相互調整する「円滑化」、③開発のための「経済協力」、の3本柱とすること、そのうち自由化について、先進国は2010年、途上国は2020年を目標とすることということが政治的に公約された。

さらに、1995年の大阪会議では、自由化を進めるにあたっての「行動指針」(一般原則)9項目が合意された。①包括性：自由化・円滑化は長期目標である開放的な貿易・投資へのすべての障害を対象として包括的に実施する。②WTO整合性：行動指針に基づく自由化・円滑化措置は、WTOと整合的に行う。③同等性：貿易と投資の自由化・円滑化に際しては、各国は全体としての同等性を確保するよう努力する。④無差別：貿易と投資の自由化・円滑化に際しては、加盟国間における無差別原則を適用するあるいは適用するように努力する。⑤透明性：貿易や投資に関わる法律・規制・行政手続きは透明性を確保する。⑥スタンドスティル：自由化を行うにあたって、その効果を相殺するような新たな保護措置を導入しないよう努力する。⑦同時開始：各国は自由化、円滑化、経済協力を同時に開始する。⑧柔軟性：各国の経済発展段階の違いや多様な状況を考慮して、自由化・円滑化の実行には柔軟性が許される。⑨協力：自由化・円滑化の実施に必要な経済・技術協力は積極的に行う。1996年のマニラ会議では、この9原則に沿って、各国が自由化のための具体的な「行動計画」(個別政策のリスト)を持ち寄った。この行動計画は97年から順次実施するとともに、毎年その見直しと改善を進めていくこととなった。

NAFTAやEUと比べると、柔軟性と各国の自主性を尊重するのがAPECの方針である。APECは自由貿易地域でも関税同盟でもない上に、引き下げた関税は域内のみならず域外に対しても同様に適用することになっている。APECは外部者を排除しない「開かれた地域主義」として、経済

ブロック化しがちな地域協力のあり方に重要な指針を与えるものとして積極的に評価することができる。しかし、「柔軟性」と「自主性」を原則としたことなどから、APECによる自由化は停滞し、APECはその求心力を急速に低下させた<sup>14)</sup>。APECを中心として東アジアの自由貿易圏を構想することはできない。

### (3) 「ASEAN+3」のEAFTA構想

今日の世界経済は、北米、西欧、東アジアの三極体制へ向かっていると評されているが、東アジア自由貿易協定はその一翼を担うものとなる。

ASEAN、APEC及びASEAN+CERなどの自由貿易協定または交渉は日中韓3カ国にとって大きな鞭撻であろう。東アジアは長らく自由貿易協定の空白地帯とよばれていた。AFTA（ASEAN自由貿易地域）が最初の成功例であった。現在、ASEANを中心として東アジア地域自由貿易圏構築が進展しつつある。

最初にEAFTA構想を提出した人は小島清であった。彼は73年に東アジア自由貿易地域を提唱した<sup>15)</sup>。90年12月、マレーシアのマハティール首相が、東アジア経済グループ（EAEC）の形成を提唱し、91年7月から97年12月まで、EAECの名称は6年間使用された。「ASEAN+3」といった枠組は東アジア経済協議体EAECそのものである。2000年5月、タイ北部の古都チェンマイでASEAN+3の蔵相会議が開催され、通貨スワップ協定などのチェンマイ合意が成立した。この合意に基づいて、外貨準備のスワップ協定が動き始めたが、こういう通貨・金融面での地域協力を超えて、より積極的な地域経済秩序の枠組作りも必要である。これで、ASEAN+3全体をカバーする東アジア自由貿易協定EAFTAの構想が現実味を帯び始めている。

2000年11月にシンガポールでは、ASEANサミットに付随して各種ASEAN関連会合が開催された。24日の「ASEAN+3」首脳会議で、ASEAN側はASEAN10カ国と日中韓を含む「東アジア自由貿易圏」の創設を目指して作業部会を設置することを提案し、同首脳会議はこれに合意した<sup>16)</sup>。この2日前に、中国はASEANとの非公式首脳会議の場で、中国とASEANとの自由貿易圏創設の提案を行い、双方が合意した。中国とASEANの自由貿易圏構想はASEAN+3の自由貿易協定を促成する効果があると考えられる。

東アジアの地域主義は市場誘導型という特徴をもっている<sup>17)</sup>。ヨーロッパや北米の地域主義が制度牽引型としての特徴をもつものに対して、東アジアには経済統合協定ないしは統合を促進する機関が存在しない中で、そのような地域的枠組があたかも存在するかのように地域内の経済的相互依存が深化してきたからである。この地域にはASEANが存在しており、その枠組のもとで貿易自由化あるいは合意的分業形成の試みがされてきているが、そのような地域協力の成果として相互依存関係が深まったとは評価されず、それよりも今後、どのように「ASEAN+3」という枠組を活用するのかより重要なことである。

東アジアにおけるFTA締結を積極的に提唱する国はシンガポールであった。シンガポールは99年に、日本側にFTAの締結を申し入れた。2002年1月に調印された日本とシンガポールの経済緊

密化連携協定では、関税撤廃問題のほか、多くの経済自由化などの規定も含まれた。この協定の締結は中国の積極的な地域自由貿易政策に後押しされる形で行われたが<sup>18)</sup>、実情は複雑である。日中韓3カ国ともにASEANとの自由貿易交渉を重視していることは鮮明であるが、日韓両国は農水産品市場の開放が進まなければ、中国と同様にASEAN10カ国とFTA交渉が難しいことは想像できる。例えば、2002年1月11日、タイは日本側にFTAを含む二国間交渉の開始を提案したが、これに応じ、日本側は「包括的経済連携構想」<sup>19)</sup>を提案した。これに対して、タイはASEAN+3のFTAを提案した。

タイからの日中韓3国およびASEANを対象とするFTAの提案は次の考えがある。第1に、東アジア自由貿易協定は、日本・シンガポール間協定、日本・韓国間協定、中国・ASEAN間協定を含めることができる。またASEAN諸国は、中国との協定には、日本と韓国の参加を望んでいる。第2に、今、東アジア諸国は、経済力が充実しており、貿易自由化を推進する余裕ができています。しかし、WTOや、APECに通ずる自由化には慎重である。それは欧米諸国の性急かつ押し付け的な自由化を警戒しているからである。他方、地域自由貿易協定に通じる自由化に関しては、AFTAで経験しており、決して消極的ではなく、むしろAFTAの経験を東アジアに拡大したいと考えている。最大の問題は、日本において地域貿易協定に対して不信感があるということである。日本では、GATT第1条に基づく最恵国待遇の原則は善であり、同第24条に基づく差別的な地域貿易協定は悪であるという信仰が根強くあるが、近年2国間の自由貿易協定の交渉に熱中している。日本の東アジア地域の自由貿易交渉についての慎重な姿勢も変化しつつある。

表1 ASEAN+日中韓の製品別特化係数(1999年)

	化学製品	原料別製品	機械類	雑製品
日本	0.15	0.19	0.54	-0.13
中国	-0.40	-0.02	-0.08	0.76
韓国	-0.03	0.30	0.28	0.23
シンガポール	0.15	-0.28	0.06	-0.09
インドネシア	-0.31	0.52	-0.04	0.84
タイ	-0.36	-0.08	0.05	0.69
マレーシア	-0.29	-0.09	0.13	0.34
フィリピン	-0.80	-0.54	-0.06	0.33

出所：ADB, Key Indicators Developing Asian and Pacific Countries, 2000などより作成。

東アジア貿易自由圏が実現すれば、各国は比較優位に立った形で圏内の分業体制に組み込まれることになる。東アジア各国は貿易構造の面において補完関係にあるのか、そのとも競合関係にあるのかを確認するためには、各国のそれぞれ主要産業の特化係数を計算比較してみれば分かる(表1を参照)。これによると、中国産業の競争力は衣料品をはじめとする雑品類が強い(特化係数が高い)のに対して、化学製品が弱く(特化係数がマイナス)、原料別製品と機械類がその中間に位置付けられる。これに対し、日本の主要産業の競争力を表す特化係数は逆相関しており、中



国と補完関係にあることは明らかである。

表2 日・中・ASEAN貿易自由化の経済効果

	日・中	日・ASEAN	中・ASEAN	日中ASEAN
日本	0.45	0.38	-0.07	0.79
中国	3.06	-0.27	0.97	3.68
シンガポール	-0.34	4.53	5.64	5.66
インドネシア	-0.26	3.66	1.92	4.08
マレーシア	-0.42	9.27	6.78	10.79
フィリピン	-0.27	3.96	2.79	4.67
タイ	-1.06	25.75	10.13	27.16
ベトナム	-0.59	13.71	11.88	19.65
世界計	0.09	0.22	0.10	0.34

注：数値は、それぞれ、日本と中国の間（日中）、日本及びASEAN各国間（日ASEAN）、中国及びASEAN各国間（中ASEAN）、また、日本、中国、ASEAN各国間（日中ASEAN）で、貿易を自由化した場合の実質GDPの変化率（%）。

出所：川崎研一「WTOとアジアにおける自由貿易地域の形成」岩田一政編『日本の通商政策とWTO』日本経済新聞社、2003年4月、252頁。

経験的には、経済発展の水準に近い国ほど競合関係が強く、レベルの差が大きい国ほど補完関係が強くなる。発展段階の差にはほぼ比例して、中国はASEANなど低所得国との競合性が強く、逆に日本や韓国との補完性が高い。近年、アジア各国の対中国輸出依存度が高まっているが、この傾向は中国との競合関係にある国々より、中国と補完関係にある国々が特に顕著である。表2に示すように、EAFITA構想が実現すれば、各国ともに自由貿易の利益を最大限度に享受できる。当然、東アジア自由貿易圏の確立にはさまざまな困難があり、個々の課題克服はもちろんである。

今日、世界のいずれの国も程度の差こそあれ貿易障壁を築いている。企業の生産活動は国境を超えて展開する。コストを抑え良質な商品を提供できなければ競争に勝てないからであり、国家のレベルでも同様である。狭い国土の中だけで経済の効率性を追求するには限界がある。経済的に密接な関係を持つ地域全体が自由な市場になれば、各国が得意な分野を持つ効率的な国際分業が成り立ち、その地域の生産性は高まる。世界の地域同士が、外に開かれた形で競争を行えば、結局、世界経済全体の活性化に結び付く。EUやNAFTAと競合するためにはアジアも効率的な地域となる必要がある。地域貿易協定は、各国の貿易障壁の数を少なくすることである。EUの場合、15の貿易障壁を一つにして、14の貿易障壁を撤廃している。NAFTAの場合は、三つの貿易障壁を一つにしている。世界はいつか一つの経済共同体に統一されるだろうが、その前の時代には世界には三つか四つの地域共同体が作られ、共同体間の障壁は、WTOやIMFによって調整されることになる。

### 3. 日中両国の地域自由貿易対策

#### (1) 中国のASEANとFTAに対する積極的な対策

今日の世界はグローバリゼーションと地域主義が並行して進行しており、地域経済協定を締結していない主要経済国は、日本、中国及び韓国のみとなっており、3国ともに危機感を持っている。そしてASEANとの首脳会議を利用して、東アジア自由貿易協定を議論すれば、政治意識を反映することができる。

2000年11月24日、シンガポールでASEAN+3の首脳会議が開催され、そこで二つの重要な合意がなされた。一つはASEAN+3を正式な東アジア地域協力組織に制度化することであり、もう一つは、東アジア自由貿易協定を締結する研究をすることだった。また、「ASEAN+中国」サミットでは中国の強い要請によりASEAN・中国FTAに関する調査・研究を実施することとなった。「ASEAN+中国」の自由貿易提案及び「ASEAN+3」の自由貿易提案を通して、東アジアの地域協力組織の設立及び同自由貿易協定の締結に対する関心が大きく高まっている。中国・ASEANの自由貿易協定の研究を提案することについて、タイ、シンガポール、マレーシアはいずれも提案を歓迎すると表明し、タイもASEANと日中韓3国よりなる自由貿易協定の締結を提案したいと述べ、ASEANを中心としたFTA締結の気運が高まった。

中国の提案を受けて、FTA実現の可能性を探る専門家の作業部会が設置された。同部会は検討を進め、10年以内にFTAを締結すべきだとの結論を出している。中国のWTO加盟の直前にあたる2001年11月6日に、ASEAN・中国FTAについての中国とASEAN全加盟国が執筆した研究報告書が「ASEAN+中国」サミットに提出された。双方は自由貿易協定を10年以内に締結するための交渉を開始することで正式に合意した。中国はASEANの後発加盟国に貿易優遇措置を実施することなどを表明し、ASEANに対して譲歩を先行させてFTA協議を促進する姿勢を示した。また、中国はWTO加盟後にカンボジアなどASEANの中のWTO未加盟国にも最恵国待遇を与える考えを表明した。こうした後発加盟国が中国とのFTA参加を遅らせる場合も容認することで両者が一致した。ASEAN側は中国がASEANから輸入するモノやサービスに対する関税を前倒しし引き下げることを求めた。ASEANでは後発国を中心に、自国産業への打撃を懸念して中国とのFTA締結に慎重な意見もある。FTAの実現には、今後も中国の譲歩が焦点になるとみられる。

ASEAN諸国が中国とのFTA締結への交渉開始で合意したのは、中国がASEANの熱帯農産品輸出に対する早期自由化を打ち出したことと、ASEANの後発加盟国がFTAの参加を遅らせる場合も容認するなど柔軟な対応を示したことによる。しかし、それだけではなく、ASEAN諸国側も中国の市場開放や中国経済のダイナミズムを取り込むことによるメリットを考えて交渉開始に踏み切ったと考えられる。中国とASEANの自由貿易協定研究の作業部会の報告書によると、中国のWTO加盟により中国が比較的優位にある繊維・衣類や労働集約型のエレクトロニクス製品は、第三国市場における競争の激化（米国市場における繊維・衣類や日本市場における機械・電気製品

など)やASEAN市場への中国製品の参入により、ASEAN国内生産者が打撃を受けることを予想している。しかし他方で、中国の市場開放はASEANにとって市場の拡大にもつながる。特に、ASEANが比較優位と見なしている農産物、資源加工品、エレクトロニクス、石油・天然ガスの対中輸出は拡大することが見込まれる。ASEAN諸国にとっては、中国との相互補完的な貿易関係を通じて、中国経済の発展ダイナミズムの恩恵を受けることも可能なのである。

同報告書によると、ASEAN・中国ともに現在はまだ先進国が主な輸出市場であること、またASEANも中国も相互に投資し合うというよりも依然として域外からの直接投資が主体であることから、ASEAN・中国間の貿易・投資を妨げている既存の規制を撤廃すれば、相互の貿易・投資拡大の可能性は一層高まるとされている。また、ASEAN・中国間の貿易構造を見ると、電気製品とコンピューター・機械が相互の輸出品目のトップ2を占め、電気製品とコンピューター・機械の合計でASEANから中国への輸出は38.2%、ASEANの中国からの輸入は46.6%を占めている<sup>20)</sup>。

これは産業内貿易の拡大によるもので、その主な担い手は域内に生産ネットワークを形成している多国籍企業である。多国籍企業の域内投資戦略がASEAN・中国間貿易の今後の展望に大きな影響を与えているとしている。

同報告書では、ASEANと中国間の経済取引の障害となっている既存の貿易・投資障壁を明らかにした上で、ASEAN・中国自由貿易協定のフィージビリティについて検討している。ASEAN・中国自由貿易圏が創設されると、17億人の巨大経済圏が成立し、開発途上国のみで形成されるFTAとしては最大の規模となる。短期的には、産業構造が類似している国の間では競合激化により、国内企業、特に中小企業が厳しい調整を迫られることとなり、コストが大きくなる。中長期的には、域内企業は競争力強化と戦略的提携に努めることから、域内産業の国際競争力の向上が見込まれる。更に、経済的利益だけでなく、FTAが創設されれば、ASEANと中国の共同体意識が醸成され、東アジアの経済安定化を支える重要なメカニズムとなることが期待されると結論付けられている<sup>21)</sup>。この報告書はASEANと中国のFTA協定の締結を促したが、高く評価すべきだと思われる。

中国とASEAN諸国との補完または競合関係は表1で示したように、雑製品で、中国はインドネシア、タイとの競合性が強い。化学製品と機械類では同じく劣位にある。しかし、ASEAN諸国には中国との間での相互補完の大きな可能性が残されている。その可能性について、以下の4点が指摘できる。①ASEANの市場としての大きさ。ASEANの規模を中国と比較すると、GDPは2002年末では、中国の1兆ドル強に対してASEANは約6000億ドル、製造業生産(付加価値ベース)は中国の約3800億ドルに対してASEANは約1800億ドル、人口は中国の13億人に対してASEANは5億5000万人である。ASEANは中国のほぼ半分の経済規模に相当する。中国を含めた域外からの投資誘致の可能性を持つだけでなく、ASEAN域内企業にとっても潜在的な市場の魅力は大きい。②ASEAN諸国における既存の産業集積。ASEAN諸国の電気・電子産業や自動車産業に対して、これまでに多国籍企業が多額の投資を行っている。ASEAN諸国の生産拠点では、技術移転が進んでおり、R&D資源も蓄積されている。これらの産業では、中国との経済関係を強化することに

よって自らの競争力を高め、東アジア域内での競争に生き残りを図る動きが活発化することになる。その中で中国との相互補完を通じた分業体制が確立されていくと考えられる。③低コスト労働力の存在。シンガポールやマレーシアなどは、現在、労働集約型産業から知識集約型産業を重点とする段階に移行している。一方で、ベトナム、カンボジアなど新規加盟国は、労働集約型産業で比較的優位に立っており、軽工業に特化している。労働コストをみると、シンガポール、マレーシアでは中国に対する競争力は失われているものの、インドネシア、ベトナムなどでは中国と競合できる水準にある。ASEAN全体で見れば、中国と競争できるコスト競争力を実現することが可能であろう。④ASEAN諸国における豊富な天然資源の賦存。ASEAN諸国は、農産品、石油、パーム油、ゴム、セメント、パルプ・紙といった天然資源及び資源加工型産業において中国に対して優位性を持っている。これらの製品の中国市場への輸出は拡大していくものと考えられる<sup>22)</sup>。ASEAN・中国のFTAは双方の優位性を最大限に発揮できる環境が作られると言える。

中国とASEANの貿易自由化スケジュールは以下にまとめられる。①2004年では中国と個別のASEAN加盟国との間で早期自由化措置を実施し、FTAの細目を交渉し決定。②2005年では関税引き下げ開始。③2010年では、中国とタイ、シンガポールなどASEAN主要6カ国との間でFTA完成。④2015年では中国とベトナム、カンボジアなどASEAN後発加盟4カ国との間でFTA完成。しかし、このスケジュールは前倒しで実施する動きが出てきた。中国は2002年11月のASEANとの首脳会議でFTA交渉開始に合意すると同時に、2005年から関税引き下げに先立ち一部品目を前倒しで自由化することをきめた。2003年6月、中国とタイは野菜など約二百品目の農産物の関税が10月をメドに相互撤廃すると合意した。これは「早期自由化措置」の一環として、他のASEAN加盟国も同様の措置を進めるとみられ、東アジアの自由貿易圏形成が本格的に動き出した。

「ASEAN・中国」自由貿易協定が締結されることは双方にとって意義が大きい。自由貿易協定の締結により、ASEAN対中国の輸出は48.0%、中国対ASEANの輸出は55.1%増えるとする作業部会の研究結果が明らかにされている。国内総生産(GDP)伸び率もASEAN全体で1ポイント、中国が0.3ポイント伸びるとしている。

2001年2月に中国社会科学院の胡鞍鋼が日中韓自由貿易協定の構想を提案した<sup>23)</sup>。彼は、日中韓FTAは以下の内容を柱に据えるべきであると主張する。第1に、輸入関税を大幅に引き下げる。5～10年以内の完了を目指して、関税率の引き下げあるいは撤廃のスケジュールを合意する。第2に、さまざまな非関税障壁を大幅に削減し、輸入許可制も最低限まで圧縮する。取引のペーパーレス化や電子商取引の促進も有効である。インターネットを通じて政府調達や公開入札も推進すべきだろう。第3に、サービス貿易自由化を促進する。この地域内のサービス貿易の潜在成長力は大きく、今後モノの貿易の伸びを上回ると考えられる。また、サービス貿易が拡大すればモノの貿易をさらに喚起できるであろう。第4に、知的所有権の分野で、より明確な保護措置をとっていく必要がある。これは知的所有権を経済発展の基礎におく「ナレッジ経済」の形成を促す重要な条件であり、外部の知識を取り込み、競争力を高めるための保証にもなる。第5に、競争政策を強化する。独占・反競争的政策は自由化を大きく妨げるから、規制しなければならない。

胡の提案が東アジア自由貿易協定の骨組として、日中韓3カ国だけではなく、ASEAN+3の13国が本気に論議すれば何らかの成果を引き出すことができるだろう。

## (2) 日本の2国間自由貿易交渉の進展

### A. 日本とシンガポールとの間の経済連携協定

日本は地域自由貿易協定について農業など弱い産業を保護するために2国間の自由貿易交渉を行っている。その注目すべきは2002年1月に署名された「新たな時代における経済上の連携に関する日本とシンガポール共和国との間の協定」(JASEPA)である。

日本は、国際競争力のない農産品や国際競争力の低下が目立つ軽工業品を保護する政策をとってきたので、FTAによる問題表面化を回避するため、大義名分を取り繕い易いGATT・WTOのグローバリズム路線を固執しつつ、世界のリージョナリズム・FTAの潮流に乗り遅れてしまったのである。それでも、1999年シンガポールの提唱によって、両国間でFTAの共同研究が開始された。2000年3月からは官民合同の研究会による検討が行われ、9月に報告書が提出された。締結交渉は2001年に入ってから行われた。シンガポールとの自由貿易協定は象徴的な意味が大きいものの、両国経済貿易に対する実質的な影響が小さい。内閣府経済社会総合研究所の川崎研一氏の試算によると、この協定はシンガポールでは一定のプラスの効果があるが、日本に対する影響はほとんどゼロとなっている<sup>24)</sup>。いずれにせよ、世界経済全体に与える効果からみても、ほとんど無視しうる大きさしかないと言えるが、東アジア経済圏建設に向けた一歩として評価すべきである。

日本・シンガポール研究報告書では、広範な分野で経済協力の政策指針を揚げた<sup>25)</sup>。シンガポールの農産品分類に入るのは金魚やマグロであるため、日本の受ける被害は少なく、FTA締結に至ったのである。日本側が新たに関税を撤廃するのは、プラスチック製品など化学製品、ナフサなど石油製品を含む3800品目であるが、マグロなど農産品とポリエチレンなどの関税は据え置かれる。その結果、シンガポールからの輸入品で無関税の物品は84%から94%に増える。他方、シンガポールはビールや薬用酒の関税を撤廃し、無関税の物品の割合は100%になる。つまりこのことから関税撤廃問題は日本とシンガポールの交渉の焦点ではないことが判明する。

2002年1月13日、日本とシンガポールとの間で「新たな時代における経済上の連携に関する日本とシンガポール共和国との間の協定」(JASEPA)が締結された。

この協定は22章153条からなる。主な内容を以下のようにまとめてみる。①物品の貿易に対する関税その他の障害を軽減し、または撤廃する。②サービス事業の参入自由化：新たに日本が32分野、シンガポールが77分野の自由化を約束する。③投資の自由化：相手国企業を国内企業と平等に扱う「内国民待遇」を保証し、輸出や技術移転などを義務づけないことを約束する。④電気製品・通信機器に相互認証制度を導入：輸入国が行った安全性検査を輸入国が自動的に承認する。⑤特許制度の連携：日本で取得した特許をシンガポールが簡単な手続きで承認する。⑥大学の単位の相互承認：慶応大学・九州大学とシンガポール国立大学及び広島大学と南洋工科大学との間

で実施する。⑦証券取引所間の連携：東京証券取引所とシンガポール取引所が互いの上場商品を取引できる相互接続を検討する。⑧資格の相互認証：医師、歯科医について部分実施し、土木工学の技術士も検討する<sup>26)</sup>。この内容は関税に関するものは少ない。

日本・シンガポール間のモノの貿易については、既にその貿易額の84%がゼロ関税となっており、有税貿易の割合は全体の15%強でしかない。従って、貿易障壁の撤廃だけを行う従来型のFTAだけではその経済厚生改善効果は小さい。そこでこの「新時代経済連携協定」では関税撤廃だけではなく、サービスや投資、さらには電子商取引に関連する制度の調和、貿易手続きの電子化、ビジネスに伴う人の移動の円滑化など、両国間の経済活動を広く促進するさまざまな要素を盛り込もうとしている。貿易額ベースで二国間貿易の4.6%を占める農業分野の一部でも関税撤廃の対象にすることができれば、もっと理想的な自由貿易協定であると言える。

#### B. 日本・メキシコ自由貿易交渉

日本・シンガポール経済連携協定が締結した後、日本政府のFTAに対する姿勢に変化が見られた。2002年6月25日、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」が閣議決定された。その一部である「経済活性化戦略」には「グローバル化の流れの中で活力を取り込むため自由貿易協定を推進するなど、多くの国・地域との経済連携を深める」ことが盛り込まれた。経済活性化戦略は、多くの国・地域との経済連携の強化が、財・サービス需要や資金需要をはじめとする経済活動のフィールドを拡大させ、多くのビジネス機会を創出するとともに、製品コストの低下にも資するとそのメリットを指摘している。これに基づいて、日本政府のFTA推進の方向は、一つは、日本の経済活性化に不可欠な東アジア・ビジネス圏の創出で、韓国、ASEANなどがFTAの対象とされる。もう一つは、日本の産業界が早期締結を待望する日本・メキシコFTAがある。

日本・メキシコのFTAが存在しないことによる損害を、日本の経済産業省が利益の逸失として計量している。NAFTAによる貿易転換効果と呼ばれるもので、NAFTAが発効した1994年に6.1%だったメキシコの輸入に占める日本のシェアは2000年には3.7%に低下している。2001年には4.8%に回復したものの、趨勢的には日本からの輸入がアメリカなどFTA締結国からの輸入に代替されたとみられる。もし、94年の日本のシェアが維持されれば、99年の日本の対メキシコ輸出は9738億円となるが、実際には5787億円で、その差である3951億円が逸失利益となる<sup>27)</sup>。この計算はから見れば利益の逸失は不可避であろう。

日本・メキシコFTAについては、当初から日本はメキシコから輸入している農林水産物の関税撤廃の取り扱いが鍵を握るとされてきた。メキシコは日本・メキシコFTAの交渉において農林水産物の除外はありえないと繰り返しと表明し、そのために、日本・メキシコFTA交渉の中では日本が農産物貿易に対してどこまで譲歩できるのか注目すべきである。

#### C. 日本・韓国の自由貿易交渉

韓国はNAFTAの形成から除外されて以来、ASEANやオーストラリアなどと日本抜きでのFTAの締結可能性を摸索してきたが、結局、隣の日本を含むFTAを締結するほかないとの結論に達し、日本に申し入れを行った。またFTAに経験を持つと、チリとも交渉し、韓国・チリのFTAが

2003年に締結された。日本との間では半官半民の研究を終了して報告書を出しているが、問題は日本の農林族が強い警戒をしていることと同時に、韓国の工商界にはFTAが締結されれば、韓国経済は日本経済に呑み込まれてしまい、片貿易関係を一層拡大させるという警戒心が強くなった。そのためには、両国政府はとりあえず両国経済界による懇談会を開催して話し合うことにしている。

日韓両国には通商政策上の共通点が多いのも事実である。小島清教授はかつて韓国経済を「ミニ日本経済か第二の日本経済か」と言ったことがある<sup>28)</sup>。両国は、基本的には資源エネルギーを輸入して、製造品を輸出するという加工貿易型経済で今日の地位を築いてきた。貿易構造も輸出の仕向け先なども似通っている。日韓双方とも米国やEUとの「貿易摩擦」に悩まされ、しばしば反ダンピング措置やセーフガード措置の対象となってきた。農業貿易の自由化が政治問題化しやすく、農業セクターへの競争原理の導入が遅れていることも共通している。これらの分野については、ウルグアイ・ラウンド交渉の中でも日韓は立場を同じくすることが多々あり、協力し合う局面も見られた。

日韓両国ともに多国間主義に優位性を置きながらも、これを補完するものとして地域経済統合のアプローチを模索し始めている。この点で韓国は日本より一歩先んじているが、韓国は1998年から「1大陸1FTA」をスローガンに東アジアのみならず、チリやメキシコとのFTAの形成を検討し始めた。その後、民間レベルで日韓FTAの基礎研究が行われ、2000年9月末には締めくくりのシンポジウムが東京で開催された。基礎研究の報告書<sup>29)</sup>は基本的にはFTA構想を支持している。

2001年11月20日に、日本経済団体連合会も「日韓産業協力の新たな発展に向けて」という意見書をまとめた<sup>30)</sup>。その中では、関税、労働問題など日韓FTAに盛り込むべき10項目が挙げられている。日韓FTAが締結された場合にどのような効果が生じるか。まず静態的な効果としては、関税並びに非関税障壁の撤廃により貿易が拡大することが予想される。日韓双方の産業で比較的な優位性が明瞭な分野において輸入品の国内価格が低下し、輸入量が増加する。二国間貿易においては、韓国からは日本で比較的関税率の高い衣類、雑貨類、水産物の対日輸出が増加する。日本からは精密機械、金属製品の対韓輸出が増加するものと思われる。韓国の対日平均関税率は7.9%であるのに対し、日本の対韓平均関税率は2.9%と低いので、韓国の対日輸出増よりも日本の対韓輸出増の方は伸びが大きく、韓国の対日貿易収支は短期中期的には赤字になる可能性が高い。

日韓FTAには以上のような静態的な効果に加えて「動的な効果」も予想される。日韓間では、低級品・高級品並びに部品・中間部品・完成品を相互輸入し合う「産業内分業型」の貿易が拡大してきており、それに伴って旅客・運輸・通信・金融・建設などのサービス貿易も急速に伸びている。FTAによって促進されるこのような分野における貿易拡大の効果は静態的な分析では必ずしも捕捉されない。「産業内分業型」の貿易が行われている分野では関税が一般的に低率であり、非関税障壁の重要性が低いということもその一因である。

日韓FTAでこのような日韓両国市場の統合が進むと、産業内分業が活発な分野を中心に日韓企業間での競争が促進され、日韓企業間での戦略的提携も深化する。このような展開は投資先としての日韓両国の魅力を高める効果を有し、欧米企業が日韓両国に積極的に投資してくる可能性も高まる<sup>31)</sup>。そうなれば、生産性上昇、価格低下を通じて世界的に競争力のある企業が日韓FTA域内で育ってくる。このようなFTAの動的効果は静的効果を凌駕する重要性を持っている。この他、投資協定、基準認証の相互承認、通関手続きの簡素化、知的所有権制度の調和などをFTAの要素として含めることで、日韓FTAの動的なプラス効果が一層強化されることが期待できる<sup>32)</sup>。

日韓FTAでは最大の問題はやはり農水品目の取り扱いである。日韓双方とも農業セクターの自由化を最も遅らせてきた点で共通しており、同セクターの国際競争に対する脆弱性も似通っている。水産物もイワシ、サバ、海苔、ホタテなど輸入制限の対象となっているものや高関税の対象となっている製品があり、その取扱いは極めて難しい。「実質上の全ての貿易」がFTAによってカバーされるべきとするWTOとの整合性が問われている。水産資源の共同管理など、自由化が保護かという図式を超えた協力の枠組を構築することで双方にメリットのある解決策が必要であろう。

日韓自由貿易協定を締結すれば、以下の関税問題は解決しなければならない。2002年には、日本は韓国から輸入する主な農林水産品関税はアルコール飲料（焼酎など）16.0%、カキ7.0%、野菜調製品（キムチなど）9.0%、クリ9.6%、魚卵調製品9.0%、軟体動物7.0%、ひじき10.5%、魚調製品9.6%、アサリ7.0%である。韓国は日本から輸入する工業品関税は綿織物16%、機械類、ベアリング、自動車部品、写真用フィルム・印画紙、アルミニウム製品、自動販売機、健康機器など8%である。このような関税は撤廃か削減か、これからの交渉の1焦点である。

今、タイ、マレーシア諸国もそれぞれ日本とFTAを交渉しようと求めている。この交渉はさまざまな難局があるので、いつ、どのような成果ができるのかまだ予想できない。しかし、交渉を進めることに伴って、自由貿易に対する議論を深め、自由貿易協定の妥結に近づくと考えられる。日韓のFTAが締結されれば、日中韓3カ国のFTAに向ける大きな一歩を踏み込んだと言えるだろう。日本とタイ、マレーシア、フィリピンとの間のFTAが締結されれば、日本・ASEANのFTA締結はそう遠くないと思われる。

#### 4. 東アジア地域の自由貿易圏への日中協力

東アジア地域の自由貿易圏の主役は日本と中国である。日中両国では自由貿易協定を締結することは非常に難しい状況にある。これまで、中国側は何度もこの構想を日本側に提起したが、日本政府は中国を含める自由貿易協定に消極的な姿勢をとりつづけている。しかし、東アジア地域経済の発展のために、日中両国は能動的な役割を發揮すべきである。

伝統的にアジアの地域内貿易は垂直分業型であった。90年代以来のアジア貿易は水平分業型に



変わってきている。この変化を背景に、市場先行型の統合が進んできた東アジア地域において、EUやNAFTAのような制度先行型の市場統合を目指そうとする機運が生じている。「東アジア自由貿易圏構想」とでも呼ぶべきものを創設してはどうかという考え方であるが、その際重要な役割を果たすと思われるのが日本と中国である。

日中両国は漢字文化や儒教・仏教文明を共有し、古くから文化的交流が活発に行われてきたところである。今は、相互に補完的な経済協力関係を築きつつある。これは東アジア地域全体が発展し、ひいては世界レベルでの経済厚生を高めることにも寄与している。

また、日中はいずれも米国市場に対する依存度が高く、EU市場も米国に次いで重要なパートナーである。これらの関係を良好に維持するためには、日中の経済的枠組がFTAであっても、提携協力協定であっても、WTOルールとの整合的であることが重要である。更に、日中が中心となってASEAN、APECやASEMなどの地域間協力を促進することで、東アジアにおける経済統合の対外的開放性を維持・強化することができる。この上でASEAN及び日中韓の多国間協力の態様と進め方については詳細な議論が必要である。

東アジア自由貿易圏を実現するために、以下の方策が考えられる。①日中両国のFTAの直接交渉は現時点で熟していないことを考慮すれば、日中両国がそれぞれASEANと自由貿易協定を締結すればいい。②日韓のFTA交渉の進展をみながら日中韓3国のFTA交渉に着手する。③ASEAN+3の首脳会議と閣僚会議を利用して、ASEAN+3のFTA交渉を直接推進する。

FTAの経済効果を試算すると、ASEAN+3でFTAが形成されれば日本のGDPは2010年まで年平均1.02%の上昇が期待されるが、日本と韓国が除外されたASEAN+中国という形で自由貿易協定が発効されると日本のGDPを0.05%押し下げるという研究もある。そのため、日本は地域自由貿易を推進することが得策であろう。2002年11月5日の「日本・ASEAN包括的経済連携に関する首脳による共同宣言」<sup>33)</sup>では、双方は経済連携及びリンケージの構築を通じ、この地域にそうした経済統合を追求することが望ましいことを強調した。

東アジア自由貿易圏の実現するために、日中韓3カ国は実質的な統合が着実に進みつつあるが、この経済統合を進めるうえで、3国が自由貿易協定についての議論を展開し、自由貿易圏の形成に努力すべきである。これは単に関税撤廃の意味だけでなく、保護措置の発動などを制限し、実質統合に向かう流れを妨げない効果が期待できる。2002年11月4日にカンボジアのプノンペンで開催された日中韓首脳会合で、中国は「日中韓を自由貿易地域にすることには意味がある」と発言した。この発言は、日中韓3国の研究機関による「共同研究報告」が議題となった際に行われた。共同研究とは99年の第1回日中韓首脳会合に中国側が3国の貿易投資と経済協力について問題提起したのを受けて2001年からスタートしたもので、日本総合研究機構、中国国务院発展研究中心、韓国対外経済政策研究院が参加している。今回の報告自体にはFTAの提案は盛り込まれていないものの、その背景となる3国の経済統合の実績分析と政策提言を行っている。日中韓の経済統合が実体として進んでいること、それが政策的に作り出されたものではなく、経済に自律的な動きであるので、経済統合の動きを妨げない貿易投資政策が重要になっている<sup>34)</sup>。この報告

は胡鞍鋼氏の提案と同じ発想からのものであると考えられる。

共同研究報告は以下の政策提言を盛り込んでいる。①貿易と投資に関する情報交換の場とネットワークの構築：中日韓3国の政策の透明性を増し、企業に対してこれまで以上に十分な情報交換プラットフォーム及びネットワークを共同で構築し、3国の貿易・投資、その他の経済協力問題に関連する法律、規制、政策を公表する。②投資環境の改善：3国の投資環境改善のための努力はビジネス界には広く受け入れられている。しかし、受入国は更に、海外直接投資に対する検査・許認可手続きの簡素化、投資家の知的所有権の保護、投資家からの苦情処理体制の改善、構造改革を加速することにより、構造障壁による生産・労働コストの上昇を抑制し、企業にとっての健全で予測可能な投資環境の創造を図るべきである。③政策実施のためのフォローアップ体制の強化：3国の首脳・関係閣僚会議での合意や約束の実施を確実にするため、その政策を担当する3国それぞれの省庁はフォローアップの努力を強化し、合意事項の実施を促進するべきである。また、2003年以降は3国経済の将来をより明確に示す長期ビジョンの策定を開始し、まず、ビジョン策定の前提ともなる「実現可能な日中韓自由貿易地域」の経済効果を研究の中心とする。

経済統合が進むに伴って分業進展の過程で縮小を余儀なくされる産業部門が今後確実に出てくる。日中韓の間でも、セーフガードや検疫などWTO協定の下でも許された措置により国内産業保護・育成を図ろうとする素地があることは否定できない。将来の3国のFTAには、関税を撤廃するという意味だけでなく、規定の仕方によって保護措置の発動を制限できるという内容を盛り込めば、重要な意義がある。加えて、協定に、サービスや投資の分野などでWTOを超える自由化・規制緩和を盛り込むことも望ましい。

東アジアにおける地域主義は市場誘導型という特徴をもっている。ヨーロッパや北米の地域主義が制度牽引型としての特徴をもつものに対して、東アジアには経済統合協定ないしは、統合を促進する機関が存在しない中で、そのような地域的枠組があたかも存在するかのようにより地域内の経済的相互依存が深化してきたからである。この地域にはASEANが存在しており、その枠組のもとで貿易の自由化、あるいは合意的分野形成の試みがされてきているが、そのような地域協力の

表3 FTA締結で日本経済に与える影響（累積GDP押し上げ効果）

日本・シンガポール	0.07
日本・シンガポール・韓国	0.14
日本・シンガポール・メキシコ	0.10
日本・シンガポール・韓国・メキシコ	0.18
ASEAN・中国・韓国・日本	1.02
ASEAN・中国	-0.05
日本・米国	0.99
日本・中国	0.78

注：1995～2010年の15年間におけるFTAなしの推計に対する乖離幅（%）

出所：日本経済研究センター『日本を巡る自由貿易協定の効果：CGEモデルによる分析』（2001年12月）により作成。

成果として相互依存関係が深まったとは一般的に評価されていない<sup>35)</sup>。東アジアの地域主義は実態面の統合が先行しているわけであるが、その東アジアも制度的地域主義の渦に巻き込まれつつある。その一つがASEAN自由貿易協定であり、もう一つがAPECである。さらに東アジアにはもう一つ、近年の高度成長下で進行した相互依存の深化という地域主義の基盤があるが、その中でも特に緊密な関係を結び始めている地域が局地的経済圏（例えば、華南経済圏、環渤海経済圏）と呼ばれているものである。東アジアの地域主義の流れはこのように、極めて重層的構造を成している。

地域貿易自由化が世界の多くの地域で進んでいる時代に、日中韓が地域自由貿易を推進することは不可避な重要課題であり、地域自由貿易協定の結びは時として、各国政府の政治決断が必要である。日本は雑製品だけでは劣位にあるが、機械類、化学製品と原料別製品では優位にある。「ASEAN+3」の自由貿易協定を締結すれば、日本の技術優勢と資本優勢を発揮する余地は大きい。日本にとってはメリットが大きいことは確実である。日本経済センターの研究によれば、日本は米国または中国とFTAを締結すれば、莫大な経済効果になり、「ASEAN+3」のFTAは日本にとって、最大の利益である（表3を参照）。

「ASEAN+3」のFTA締結の最大障害は日本の農業保護政策である。日本は農水産物を自由化できないから、自由貿易協定を締結できないなどとも論じられている。しかし、これまでの例を見ると、農水産物は、例外品目の主要なものになっており、その範囲については明確な合意がされていない。EEA及びEUとメキシコとの自由貿易協定の場合は、ほとんどの農水産物が自由化の対象にされていない。日本では農水産物の全部を例外とすることができないなどと論じられているが、日本は既に主要輸入農産物の大豆を自由化しており、ほかにも自由化品目があるので、現状のままでも、自由貿易協定は締結できるという認識もある。しかし、このような見解は正当化されるものではない<sup>36)</sup>。問題は協定相手国がそれを要求するかどうかである。今のFTA交渉からみれば、メキシコ、タイ、チリ、韓国はともに日本の農水産物のすべてを除外し受け入れないと表明した。

そのために、日本はメキシコなどの国々とのFTAを展望した場合、農業セクターに対してシンガポールと同じような取り扱いを行うことは困難となるだろう。日本がFTAを検討している国・地域との農林水産品貿易量をみると、どの国・地域も相応の規模を有している。今後、日本がFTAを広げていくにあたり、農業セクターの開放は不可避と思われる。しかし、農業セクターに留保条件をつけているFTAが大半であることを考慮すれば、日本の農業問題にも一定の柔軟措置が必要である。「ASEAN+3」のFTAの交渉は農水産物の一部を除外すれば問題がないと思われる。日本の貿易に占める農林水産品の割合はASEANが14.6%、中国が13.3%、韓国が9.3%であるが、反対に、メキシコは21.4%、チリが52.3%、米国が25.1%である。日本が韓国、中国、ASEANとのFTA交渉はメキシコなど国々よりずっとしやすいことは明らかである。

2001年、WTOのカタール会合前、日本農水省はWTO農業交渉について、①閣僚宣言で現在先行して進んでいる農業交渉の結果を先取りさせない。②農産物関税を工業製品と同一に扱う「農

「農工一体論」は認めない、とする対応方針を決めた。この会合における日本側の提案の要点は、国土保全や食糧安全保障など農業の多面的機能への配慮、コメの最低輸入機会の見直し、野菜・果物の新セーフガードの創設、補助金など輸出奨励措置の規律強化、食糧援助のための国際備蓄制度の検討などに集中した。日本の提案に対する各国の反応は厳しい。ウルグアイは日本が貿易自由化に前向きになるべきだと要求し、アメリカはすべての市場アクセス数量を増やすべきだと主張し、チリは新セーフガードが非効率な農家を維持する危険な提案と非難した。オーストラリア、ブラジル、カナダなど18カ国の農産物輸出国による「ケアンズグループ」は農産物の関税を工業製品並みに引き下げる「農工一体論」の明確な到達水準を明記するよう要求している。日本の農業自由化問題はWTO交渉でも地域貿易自由化協議でもクローズ・アップされている。

日本の農業開放の最終障害はコメであるが、自由貿易協定を締結したいと考えるならば、コメの自由化を後回しにすることで同意する可能性はある。しかし、日本政府がコメ関税の削減の時間表を明示しなければ、タイ、米国と中国は日本とのFTA交渉が難航すると予想している。2003年2月14～16日、東京で開かれたWTOの非公式閣僚会合では、農業の自由化をめぐって、米国などの自由化推進派と日本などの慎重派が意見を戦わせた。WTOのハービンソン農業交渉議長が示した農業自由化の議長原案は日本の主張を反映させて品目によって関税の引き下げ幅を変えられる方式をとった。コメを含む高関税品目は関税額を平均で60%下げなければならないが、品目によっては下げ幅を45%まで圧縮できる。事実上、コメの下げ幅は45%で可とする案である。それでも日本のコメの関税率は今の490%から270%まで削減させなければならない。日本政府はこの案に反対し、その結果、今回の会合はなんの合意もできなかった。今、日本政府は農業交渉で実行可能な保護水準引き下げのスケジュールを早急に提示すべきであろう。そうしなければ、日本との自由貿易交渉は進展が難しい。

日本経済団体連合会は2001年6月に日本の通商政策への提言を発表し、「WTOを中心とする多角的な通商体制を基軸にすると同時に、地域的な通商政策にも積極的に取り組むべき」と明記した。経済界にとって、レベルの低い多国間協定より、二国間、数カ国間のFTAのほうがはるかに有益となっている。自由貿易の下でしか生きられない日本が、今後、どのような通商政策を進めていくべきかが注目されている。

農産物の市場開放問題については、WTOのルールによれば、FTA締結は、実質的にすべての貿易分野で関税の相互撤廃が前提となる。日本の場合、鉱工業製品については、関税の引き下げあるいは撤廃が進んでいるが、輸入農産物に対する関税障壁は依然として高い。シンガポールと締結した日本初の経済連携協定では、輸入農産物を無視できる程度だったため問題にはならなかった。しかし、これから協定を結ぼうとする国々の場合は、いずれも農産物を主要輸出品の一つにしている。その関税撤廃の問題は避けて通れない。官房長官の私的諮問機関「日本・ASEAN包括的経済連携構想を考える懇談会」は中間報告で、日本と東アジア地域の安定発展のため、経済連携実現の交渉を迅速に進めることを求めた。交渉では農業分野を含むすべての分野について積極的に市場を開放する姿勢をとる必要があると強調している。だが農業関係の族議員や団体は、新

ラウンドでの農業交渉と同様、地域経済連携協定の交渉でも開始前から現状以上の市場開放を拒否する姿勢である。

日本がFTA締結を検討する際は、JSEPAと同様に農林水産品を関税撤廃の対象とし、また、多くの農産品に例外措置を設けているEUによるFTAやNAFTAの手法も参考にしながら、WTO協定との整合性確保と交渉相手国の関心品目について、可能な限り柔軟に対応することが求められる。世界ではEUが拡大し、AFTA、中国・ASEANのFTAなどが交渉されており、日本は世界の中で長期的に経済活力を維持していくためにも、これらの柔軟な対応を通じて積極的にFTAの締結を進めるべきである。日本が第二、第三のFTAを結んでいくためには、農業セクターの部分的な保護撤廃が必要であることによる。農業セクターの抜本的な開放を行わなくても、FTAのGATTの整合性はクリアできる可能性がある<sup>37)</sup>。しかし、日本の農業保護は早急な改革が必要である。

もう一つは、日本のFTA交渉は東アジアを中心として推進されるべきである。日本のFTA交渉の方向は主として現在二国間で展開されている。地域間に関し、東アジアを包括的に含むASEAN+3よりもASEAN+日本の枠組やASEANをも含んだ拡大的な共同体を強調していることや、二国間に関し韓国に加えメキシコ、チリ等非アジア国とのFTAを探求していることは、地域性への配慮が欠如していることを証明している。域外国とのFTAは地域主義一辺倒でないことを示すには有効であるが、それが必要なのはある程度地域主義を達成した後のことである。90年代半ば頃から、EU統合やNAFTA成立を受けて通商政策の重層化が提唱されはじめたが、多くの場合地域主義の重視であって、非地域的FTAの提案ではなかった。ASEAN諸国や東アジア域外国との二国間のFTAを模索する現下の動きは歓迎したいが、あくまで「ASEAN+3」FTAへのステップとすべきである。

#### 注

- 1) 田村次朗『WTOガイドブック・附則「GATT/WTO主要条文集」』弘文堂、2001年11月、242頁。
- 2) 内田勝敏「ガットと地域経済統合」『同志社商学』第41巻第3・4号、1989年12月、22頁。
- 3) 田村次朗 前掲書、241頁。
- 4) 津久井茂充『ガットの全貌』日本関税協会、1993年9月、659頁。
- 5) 前田啓一「貿易—世界貿易体制の再編」、柳田侃他編著『世界経済—市場経済のグローバル化』ミネルヴァ書房、1998年1月、248頁。
- 6) 木村福成「東アジアにおけるFTA形成の動き：期待と懸念」『世界経済評論』2002年10月号、7頁。
- 7) 通商産業省編『通商白書』平成12年版「総論」104～108頁。
- 8) 大矢野栄次『国際貿易の理論』同文館、1997年11月、119頁。
- 9) 日本貿易振興会編『ジェトロ貿易白書』2001年版、34頁及び日本貿易振興会編『ジェトロ貿易投資白書』2002年版、42頁の資料を参照。
- 10) 原洋之介『新東亜論』NTT出版、2002年3月、94頁。
- 11) 小島清『太平洋経済圏の生成』世界経済研究協会、1980年9月、4頁。
- 12) 同掲書、53～54頁。
- 13) 原洋之介 前掲書、90頁。
- 14) 『開発金融研究所報』第10号、2002年3月、67頁。

- 15) 小島清 前掲書, 308~312頁。
- 16) 『日本経済新聞』2000年11月25日。
- 17) 上野秀夫編『東アジアの経済発展と国際経済』税務経理協会, 2000年3月, 186頁。
- 18) 『世界経済評論』2002年9月号, 49頁。
- 19) 『日本経済新聞』2002年1月14日。
- 20) ASEAN-China Expert Group on Economic Cooperation (2001), 第1部。 <http://www.aseansec.org/newdata/asean-chi.pdf>, 2002年3月18日検索。
- 21) ASEAN-China Expert Group on Economic Cooperation (2001), 第3部。 <http://www.aseansec.org/newdata/asean-chi.pdf>, 2002年3月18日検索。
- 22) 日本総合研究所調査部環太平洋研究センター著『中国の躍進 アジアの応戦』東洋経済新報社, 2002年6月, 126頁。
- 23) 『日本経済新聞』2001年2月15日。
- 24) 川崎研一「WTOとアジアにおける自由貿易地域の形成」, 岩田一政編『日本の通商政策とWTO』日本経済新聞社, 2003年4月, 253頁。
- 25) 日本貿易振興会編『ジェトロ貿易投資白書』2002年9月, 56頁。
- 26) 「新たな時代における経済上の連携に関する日本とシンガポール共和国との間の協定」日本語版を参照。
- 27) 『ジェトロセンサー』2002年10月, 11頁。
- 28) 小島清『太平洋経済圏の生成』世界経済研究協会, 1980年9月, 298頁。
- 29) 日本貿易振興会アジア経済研究所・研究企画部編『21世紀日韓経済関係研究会報告書』(総論及び各論) 2000年5月。
- 30) 日本経済団体連合会編『日韓産業協力の新たな発展に向けて』2001年11月の資料を参照。
- 31) 日中経済協会編『中国貿易投資適正化調査報告書』, 2002年3月, 174頁。
- 32) 川本忠雄「WTO体制と日韓自由貿易協定」, 『下関市立大学論集』第4巻第2号, 2000年9月, 13~24頁。
- 33) 「日本・ASEAN包括的経済連携に関する首脳による共同宣言」, <http://www.meti.go.jp/policy/trade> 2003年1月8日検索。
- 34) 日本総合研究機構(NIRA), 中国国務院発展研究中心(DRC), 韓国対外経済政策研究院(KIEP) 編『中国, 日本, 韓国間の貿易関係の強化に関する報告書及び政策提言』, <http://www.nira.go.jp/newsj/niraepo/3koku/houkoku>, 2003年3月28日検索。
- 35) 上野秀夫編『東アジアの経済発展と国際経済』税務経理協会, 2000年3月, 186頁。
- 36) 岩田一政編『日本の通商政策とWTO』日本経済新聞社, 2003年4月, 255頁。
- 37) 木村福成・安藤光代「自由貿易協定と農業問題」『三田学会雑誌』2002年4月号, 111~137頁。